

令和3年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 実施要領(暫定版)

令和3年2月24日

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 制度の趣旨

ドライバー等の安全意識向上及び運転技能向上を図るため、総合的な安全運転研修施設を活用した講習会を設定し、安全教育訓練の受講促進を図る。

2. 予算額

80百万円

3. 助成対象研修施設

※助成制度のご案内参照

4. 助成対象研修

トラックドライバー又は安全運転管理者等の安全教育訓練で、全ト協が予め指定する「特別研修」(別表1)及び「一般研修」(別表2)とする。

5. 助成額

(1) 特別研修：別表1に定める額とする。

(2) 一般研修：一講座につき10,000円とする。

※各都道府県トラック協会の負担による交通費等の助成は妨げない。

※国等からの助成金が交付されている場合は、全ト協の助成金は交付しない。

6. 手続きの流れ

※助成制度のご案内参照

7. 各都道府県トラック協会への助成金交付限度額

別添1「令和3年度安全関係助成事業協会別交付限度額」のとおり。

なお、他の安全関係助成事業との予算の流用については、後日定める。

8. 一事業者あたりの助成(利用)制限

各都道府県トラック協会にて定めることとする。

9. 実施期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※上記期間内であっても、各都道府県トラック協会の助成総額限度額に達した場合は、その時点で当該トラック協会の申請受付を終了する。

10. 留意事項

(1) Gマーク認定事業所の確認について

平成25年度から、Gマーク認定事業所へのインセンティブとして、特別研修の受講費用の全額を全ト協が負担することとしています。Gマーク認定事業所から特別研修の助成申請があった場合は、適正化実施機関等を活用し、または、申請事業所からGマーク認定証のコピーの提出を受ける等により、当該事業所が、研修受講期間内においてGマーク認定事業所である（あった）ことを確認し、助成金請求書にGマーク認定証番号の記入をお願いします。

(2) 特定研修施設のある地方ト協について

特定研修施設を有する地方ト協が、当該特定研修施設を優先的に利用されるよう、当該地方ト協の会員に対して必要な措置を講ずることを妨げません。

(3) 1事業者あたりの助成人数制限について（交付要綱第9条関係）

1事業者あたりの助成人数は、各地方ト協で定めることとします。

(4) 各都道府県トラック協会から全日本トラック協会に提出すべき書類について

交付要綱第14条の規定により地方ト協が全ト協に助成金を請求する際は、毎月末日までに、全ト協担当者宛てに、「ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実績報告書（様式4）」を郵送にて、「ドライバー等安全教育訓練内訳書（様式4-2）」を電子メールにて、それぞれご提出下さい。

なお、交付要綱第13条の規定により事業者が地方ト協に提出する「研修実施報告書（様式2）」、「修了証」、「研修参加報告書（様式3）」及び「領収書」等については、全ト協に提出する必要はありませんが、地方ト協において、事業者（ドライバー）が研修を受講したことを確認するために受領して下さい。

また、全ト協への助成金の請求は、原則として、毎月末の提出としていますのでご注意ください。

以上